○　介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
| --- | --- |
| 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。 | 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。 |

改正後

| 所得の区分 | 居室等の区分 | 額 |
| --- | --- | --- |
| 一　イ　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者 | ユニット型個室 | 一日につき千三百十円 |
| | ユニット型準個室 | 一日につき千三百十円 |
| ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの | 従来型個室（特養等） | 一日につき八百二十円 |
| | 従来型個室（老健・療養等） | 一日につき千三百十円 |
| | 多床室 | 一日につき三百七十円 |
| ハ　施行規則第八十三条の | | |

現行

| 所得の区分 | 居室等の区分 | 額 |
| --- | --- | --- |
| 一　イ　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者 | ユニット型個室 | 一日につき千三百十円 |
| | ユニット型準個室 | 一日につき千三百十円 |
| ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの | 従来型個室（特養等） | 一日につき八百二十円 |
| | 従来型個室（老健・療養等） | 一日につき千三百十円 |
| | 多床室 | 一日につき三百二十円 |
| ハ　施行規則第八十三条の | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五第四号に掲げる者であって、法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば施行規則第八十三条の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの | 二 | イ　施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公 | ユニット型個室 | 一日につき八百二十円 | | | |
| | | | ユニット型準個室 | 一日につき四百九十円 | | | |
| | | | 従来型個室（特養等） | 一日につき四百二十円 | | | |
| | | | 従来型個室（老健・療養等） | 四百九十円 | | | |
| | | | 多床室 | 一日につき三百七十円 | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五第四号に掲げる者であって、法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば施行規則第八十三条の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの | 二 | イ　施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公 | ユニット型個室 | 一日につき八百二十円 | | | |
| | | | ユニット型準個室 | 一日につき四百九十円 | | | |
| | | | 従来型個室（特養等） | 一日につき四百二十円 | | | |
| | | | 従来型個室（老健・療養等） | 四百九十円 | | | |
| | | | 多床室 | 一日につき三百二十円 | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 三 | 的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が八十万円以下のもの<br>ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、当該者の居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ロに掲げる者を除く。） | | | |
| | イ　施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、国民年金法等の一 | ユニット型個室 | 一日につき八百二十円 | ユニット型準一日につき |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 三 | 的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が八十万円以下のもの<br>ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、当該者の居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ロに掲げる者を除く。） | | | |
| | イ　施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、国民年金法等の一 | ユニット型個室 | 一日につき八百二十円 | ユニット型準一日につき |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの<br>ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ロ及び二の項ロに掲げる者を除く。）<br>ハ　施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者 | 個室 | 従来型個室（特養等） | 四百九十円 |
| | | 従来型個室（老健・療養等） | 一日につき三百二十円 |
| | | 多床室 | 一日につき四百九十円 |
| | | | 一日につき零円 |

備考

一　この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第


| | | | |
|---|---|---|---|
| 部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの<br>ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ロ及び二の項ロに掲げる者を除く。）<br>ハ　施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者 | 個室 | 従来型個室（特養等） | 四百九十円 |
| | | 従来型個室（老健・療養等） | 一日につき三百二十円 |
| | | 多床室 | 一日につき四百九十円 |
| | | | 一日につき零円 |

備考

一　この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第

二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二　この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三　この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。

四　この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。

五　この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。

二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二　この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三　この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。

四　この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。

五　この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。